

第13回 著作物複製実態調査 ご協力をお願い

〔調査趣旨〕

本調査は、「著作物複製利用許諾契約」※ 第5条に基づき、貴社の一部のコピー機をもとに著作物がどの程度複製されているかを調査させていただくものです。

公益社団法人日本複製権センターは、学術や新聞等の著作物について、著作権者から複製権の管理委託を受け、複製使用料の受取りや分配を行っている公益団体です。著作権者へ適正な分配を行うためには、統計的に根拠となるデータを作成する必要があるため、本調査を実施しています。

お手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解の上、下記の手順に従い、調査にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

※日本複製権センターと貴社との間の契約であり、貴社が業務目的で行う著作物の複製利用に関し、日本複製権センターが権利者に代わり、一定の契約条件の範囲で貴社が著作物を複製利用する許諾を与える契約です。

※本調査のデータは、複製使用料の分配以外の目的に使用することは一切ありません。

調査対象

書籍、単行本、雑誌、定期刊行物、新聞(官報・特許公報をのぞく、すべての出版物が該当) また写真・イラストなどの著作物が含まれていれば、社内文書も対象となります。

注:新聞におけるクリッピングサービスは対象外となります。

複製物をタブレットに登録(撮影)すべきかどうか判断に迷う場合は、登録いただくことで構いません。

調査項目

複製した著作物における

- ① 出版社名(発行所名) ② 出版物名(書籍、定期刊行物、新聞等の名称) ③ 著作物名(記事、論文等のタイトル)
- ④ 著者名(執筆者名、編者名、翻訳者名) ⑤ コピーした範囲と部数

調査方法

配置されたタブレット端末機で複製した著作物の該当箇所を撮影。以下参照。

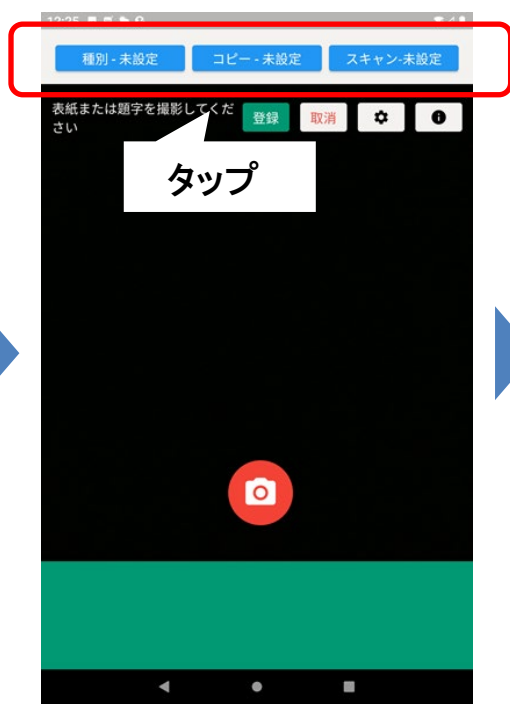
①電源オン



②アプリを起動



③画面上部より機能を選択



③-1「種別」選択画面 → 著作物を選択



③-2「部数」選択画面 → 20部まで選択可



③-3「スキャン」選択画面 → 30部まで選択可



④ガイドに従って対象となる複製物を撮影してください。(最大10ページまでできます) 撮影に失敗した場合は、該当画像をタップ後、「削除」ボタンを押下してください。

⑤「登録」を押していただいて作業は終了です。

*アプリは都度終了の必要はありませんが、画面下部の口マークをタッチしたあと、アプリ画面を上「スワイプ」(指先で掃くような動作)で終了させることができます。

注) 今回のアプリは Android Ver.11 には対応していませんので、案内が出た場合でもアップデートされませんようお願いいたします。

- 入力途中で「登録」を押下した場合、アラートが表示されず。
- 「表紙画像」「本体画像」「種別」「コピー」「スキャン」の全てが入力されていないと登録できません。



実施期間 月 日 ~ 月 日

問合せ先: 調査趣旨: (公社)日本複製権センター Tel: 03-6809-1281 実態調査担当
調査実施: (株)日本能率協会総合研究所 Tel: 03-3578-7576 松永、野山